

改正

令和元年8月20日告示第118号

佐久市地域経済循環創造事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国の地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知。以下「国要綱」という。）に基づく先進的かつ持続可能な事業に取り組む民間事業者に対し、予算の範囲内で佐久市地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、国要綱第8条の規定により市長が交付決定を受けたものであって、事業に必要な1人以上の従業員を新たに市内で雇用することを計画している事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 法人格を有し、市内に店舗、工場、事業所、事務所等を有し、又は設けようとする者
- (2) 市税（市民税、固定資産税及び軽自動車税）の滞納がない者（法人及び代表者）
- (3) 佐久市暴力団排除条例（平成24年佐久市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員を役員とするもの及び暴力団員と密接な関係を有するものでない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国要綱第5条に規定する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費から金融機関等の融資額及び補助対象事業を行う者の自己資金等の合計額を差し引いた額とし、2,500万円（融資額が補助金の額の1.5倍以上2倍未満である場合にあっては3,500万円、2倍以上である場合にあっては5,000万円）を上限とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(計画協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、あらかじめ佐久市地域経済循環創造事業補助金計画協議書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 国が定める地域経済循環創造事業交付金実施計画書
- (2) 収支計画書の具体的な積算根拠が分かる資料
- (3) 工程表その他の完成までのスケジュールが分かる資料
- (4) 納税証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(計画協議の審査)

第7条 市長は、前条の規定による計画協議書の提出があったときは、その内容を審査し、事業内容の適否を決定したときは、佐久市地域経済循環創造事業補助金計画協議結果通知書（様式第2号）により、補助対象者に通知するものとする。

(審査体制及び審査基準)

第8条 前条に規定する計画協議の審査をするため、佐久市地域経済循環創造事業補助金計画協議審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 企画部長
- (2) 経済部長
- (3) 企画課長

- (4) 商工振興課長
- (5) 事業内容に係る事務事業を所管する部課長等及び関係職員
- 3 委員長は経済部長を、副委員長は企画部長をもって充てる。
- 4 委員会の会議及び計画協議に係る審査基準は、市長が別に定める。
- 5 委員会の庶務は、経済部商工振興課において処理する。

(補助金交付決定前着手)

第9条 補助対象者は、やむを得ない事情により、補助金の交付の決定前に対象事業に着手する必要があるときは、佐久市地域経済循環創造事業補助金事前着手承認届出書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項に規定する届出書は、国要綱第6条で定める交付率が10分の10である場合に限り、提出できるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による届出書の提出があったときは、その内容を審査し、対象事業の決定前着手を承認したときは、佐久市地域経済循環創造事業補助金事前着手承認通知書（様式第4号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第10条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書は、佐久市地域経済循環創造事業補助金交付申請書（様式第5号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、市長が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 国が定める地域経済循環創造事業交付金実施計画書
- (2) 収支計画書の具体的な積算根拠が分かる資料
- (3) 工程表その他の完成までのスケジュールが分かる資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

(概算払)

第11条 補助対象者は、補助金の概算払を受けようとするときは、佐久市地域経済循環創造事業補助金概算払請求書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(事業の変更及び承認)

第12条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、佐久市地域経済循環創造事業補助金事業変更申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額の10パーセント以内の流用増減を除く。
- (2) 資金区分のうち、融資額を減額しようとするとき。
- (3) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助対象事業を実施する補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - イ 目的及び事業能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更である場合
- (4) 補助対象事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
- (5) 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(実績報告)

第13条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書は、佐久市地域経済循環創造事業補助金実績報告書（様式第8号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業完了報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の書類の提出期限は、事業の完了日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(補助金の交付)

第14条 規則第14条に規定する補助金等交付請求書は、佐久市地域経済循環創造事業補助金交付請求書（様式第9号）によるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、確定通知の額から概算払により支払った額を差し引いた額を支払うものとする。

(決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者より補助対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は補助事業者が国要綱第16条第1項各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の経理)

第16条 補助事業者は、補助金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金の返還)

第17条 市長は、国要綱第20条の規定により国交付金の全部又は一部に相当する額の納付を命ぜられたときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

2 前項の規定により返還を求めることができる額は、補助金の確定額を上限とする。

(財産の管理)

第18条 補助事業者は、補助対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第19条 補助事業者は、取得財産等について、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）第8条に定める期間を経過するまでに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊しをしようとするときは、あらかじめ佐久市地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請書（様式第10号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認を受けた補助事業者が取得財産等を処分した場合において、当該取得財産等の処分により補助事業者収入があると認めるときは、当該収入の全部又は一部を補助事業者へ納付させることができる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は告示の日から施行する。

(準備行為)

2 計画協議に係る手続及び審査は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則（令和元年8月20日告示第118号）

この要綱は、告示の日から施行する。

年 月 日

(協議先) 佐久市長

住 所

事業者名

代表者名

印

佐久市地域経済循環創造事業補助金計画協議書

年度 佐久市地域経済循環創造事業補助金の交付を受けたいので、佐久市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、次の関係書類を添えて協議します。

関係書類

- (1) 国が定める地域経済循環創造事業交付金実施計画書 (別記様式第 1 号 - 1 及び別記様式第 1 号 - 2)
- (2) 収支計画書の具体的な積算根拠が分かる資料
- (3) 工程表その他の完成までのスケジュールが分かる資料
- (4) 納税証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）
様式第2号（第7条関係）

第 年 月 号
日

住 所
事業者名
代表者名

様

佐 久 市 長



佐久市地域経済循環創造事業補助金計画協議結果通知書

年 月 日付けで提出のあった佐久市地域経済循環創造事業補助金
計画協議書について、審査を行った結果、（承認・不承認）と決定しましたので、
佐久市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第7条の規定により、通知します。

理由

佐久市地域経済循環創造事業補助金事前着手承認届出書

年 月 日

（届出先）佐久市長

住 所

名 称

（事業主体の代表者名）

印

年度において、下記の理由により、補助金の交付の決定前に実施したいので、佐久市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により届け出ます。

記

1 事前着手の理由

2 補助事業の名称

（国の補助事業の名称： ）

3 補助事業の目的

4 補助事業の内容

5 着手予定年月日

6 完了予定年月日

第 号
年 月 日

様

佐久市長

印

佐久市地域経済循環創造事業補助金事前着手承認通知書

年 月 日付けで届出のあった 年度佐久市地域経済循環創造事業については、下記の条件を付して届出のとおり着手されることを承認します。

記

条 件

- 1 当該事業の全部又は一部が補助の対象とならなかった場合において、異議の申立てはしないこと。
- 2 関係法令、規則等を遵守すること。

年 月 日

（申請先）佐久市長

住 所
事業者名
代表者名

印

佐久市地域経済循環創造事業補助金交付申請書

佐久市地域経済循環創造事業補助金の交付を受けたいので、佐久市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第10条の規定により、次の関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の目的 地域経済循環創造事業補助金に係る事業
- 2 交付額 金 円
- 3 補助対象事業の開始（予定）日 年 月 日
- 4 補助対象事業の完了（予定）日 年 月 日

関係書類

- （1）国が定める地域経済循環創造事業交付金実施計画書（別記様式第1号-1及び別記様式第1号-2）
- （2）収支計画書の具体的な積算根拠が分かる資料
- （3）工程表その他の完成までのスケジュールが分かる資料
- （4）その他市長が必要と認める書類

年 月 日

（請求先）佐久市長

住 所
事業者名
代表者名

印

佐久市地域経済循環創造事業補助金概算払請求書

年 月 日付け第 号により交付決定された佐久市地域経済循環創造事業補助金について、佐久市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

概算払請求額 金 円

振 込 先 口 座 名	
金融機関名	銀行 農協 金庫 信用組合 支店 出張所 営業部
口座種類	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

年 月 日

（申請先）佐久市長

住 所

事業者名

代表者名

印

佐久市地域経済循環創造事業補助金事業変更申請書

年 月 日付けで交付の申請を行った佐久市地域経済循環創造事業補助金について、その申請を変更したく、佐久市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

（報告先）佐久市長

住 所

事業者名

代表者名

印

佐久市地域経済循環創造事業補助金実績報告書

年 月 日付け第 号により交付決定された佐久市地域
経済循環創造事業補助金の補助対象事業について、完了したので、佐久市地域
経済循環創造事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、別紙のとおり
報告します。

（添付書類）

- ・ 事業完了報告書
- ・ 収支決算書
- ・ その他市長が必要と認める書類

年 月 日

(請求先) 佐久市長

住 所
事業者名
代表者名



佐久市地域経済循環創造事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知があった佐久市
地域経済循環創造事業補助金の交付を下記のとおり請求します。

記

交付請求額 金 円

振 込 先 口 座 名		
金融機関名	銀行 農協 金庫 信用組合	支店 出張所 営業部
口座種類	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

年 月 日

（申請先）佐久市長

住 所

事業者名

代表者名

㊞

佐久市地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請書

標記について、佐久市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第19条第1項の規定により、下記のとおり財産処分の承認を受けたいので、申請します。

- 1 補助対象事業の名称
- 2 総事業費
- 3 補助対象経費
- 4 処分する施設又は設備の名称
- 5 処分内容
- 6 処分する理由

備考 1 処分する施設又は設備の名称の欄には、処分する財産を具体的に記載すること。例えば、施設については、所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時における具体的な用途を、設備については、申請時における具体的な用途を記載すること。

- 2 処分内容の欄には、処分の種類（売却、賃貸等）、処分の相手方（買主、借主等）、処分の対価（売却価格、賃貸料等）等を記載すること。